

⚠ PCBとは?

ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)は、電気絶縁性に優れているなどの特性から、変圧器、コンデンサー等電気機器の絶縁油等として使用されていました。しかし、その毒性から1972年9月から製造が中止され、1974年6月から製造、輸入等が禁止されました。

PCB廃棄物は、法等で期限内の適正処分等がその所有者に義務付けられています。

PCB含有電気機器を使用している方は、処分期間内に使用を中止し、処分してください。

PCBの使用されている代表的なもの 例



変圧器

電気を工場等で利用するために、電圧を低くする機器



コンデンサー

電気を一時的に蓄え、効率よく使えるようにする機器



照明用安定器

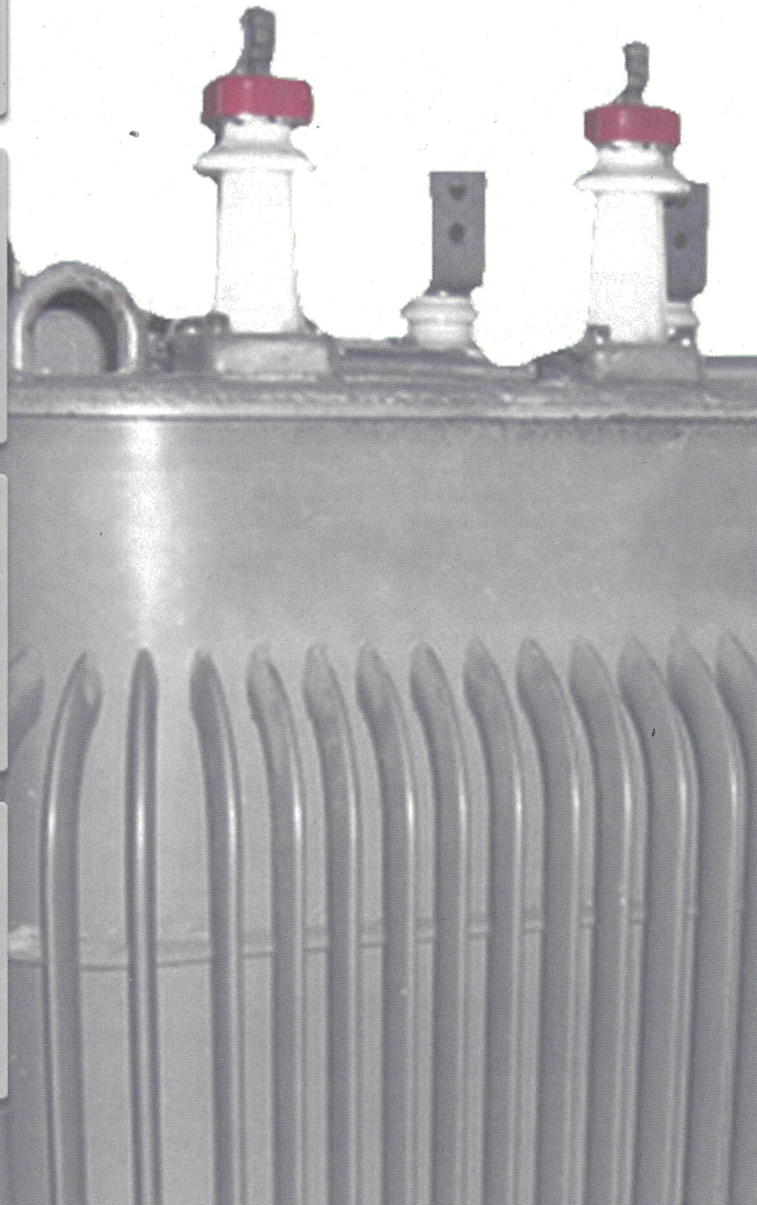
蛍光灯等の照明用器具の電圧を安定させる装置

※ 一般家庭用の蛍光灯には使われていません。

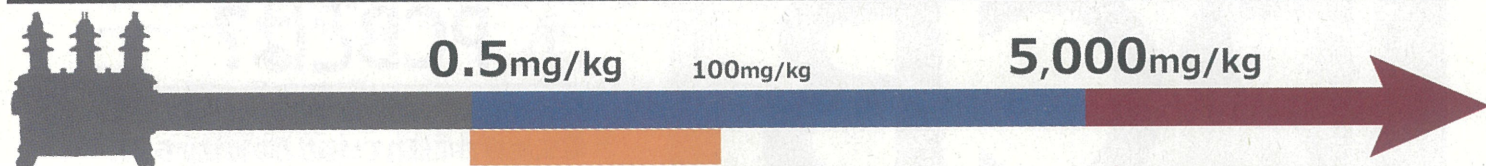


その他汚染物

感圧複写紙、PCBが付着しているウェス・廃プラ等があります。



⚠ PCB濃度による分類



低濃度

0.5超～5,000mg/kg

微量PCB廃電気機器 0.5超～100mg/kg程度

高濃度

5,000mg/kg超～

※0.5mg/kg以下の場合

電気機器 ……PCB含有機器ではありません。

使用・保管している機器のPCB確認方法と処理!!

STEP ① 銘板を確認の上、製造メーカー等にお問い合わせください。

銘板

トランス等電気機器に貼付されており、

- ・製造業者名
- ・製造年月日
- ・型式

等が表示されています。

通電中(使用中)の機器は、感電の危険があります。銘板の確認等は、**電気主任技術者**など専門家に依頼ください!!

STEP ② 製造メーカーからの回答により処理施設が異なります。

※回答は以下の3通りになります。

1.PCB不使用



産業廃棄物処分許可業者

2.濃度不明

分析費の助成
・中小企業等が対象
・申込窓口
(公益財団法人 東京都環境公社)



PCB濃度

0.5mg/kg
以下または不検出

PCB濃度

0.5超～5,000mg/kg
低濃度・微量PCB



無害化处理認定施設・許可施設

3.PCB 使用



中間貯蔵・環境安全事業(株)

注 PCB特別措置法が改正され、高濃度PCB使用機器も処分期間内に廃棄することが義務付けられました。

⚠ PCB廃棄物の保管方法

廃棄物処理法では、PCB廃棄物を「特別管理産業廃棄物」として規定しており、保管事業者は、特別管理産業廃棄物保管基準に従い保管する必要があります（廃棄物処理法第12条の2第2項、規則第8条の13）。

保管の場所

- ① PCB廃棄物専用保管庫で保管することが望ましい。
- ② 高温にさらさない。（暖房機や可燃物を置かない。）
- ③ 雨水等による腐食防止のため、屋内等に保管する。
- ④ 底面は不浸透性の材料の使用や排水口がない構造にする。

保管の仕方

- ① 漏れ防止のため、金属製の受皿の上に置いて保管する。
- ② ひもなどで転倒防止対策を講じる。
- ③ PCB汚染物は、ドラム缶など密閉された容器で保管する。

掲示板

- ① 見やすい箇所に設置
- ② 縦、横それぞれ60cm以上

特別管理産業廃棄物
PCB廃棄物保管場所
関係者以外立入禁止
管理責任者：●●●●
電話番号：▲▲-▲▲▲▲

安定器は分解・解体
せずに保管してください!!



安定器は、分解・解体する過程
でPCBが飛散・流出する恐れが
あるので、廃棄物処理法により
原則、分解・解体はできません!!





届出書の提出

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ・東京都PCB（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱

毎年の届出

提出部数 3 部（控えが不要の場合 2 部）

PCB含有機器等を保管・使用している事業者は、毎年6月末までに前年度の保管・使用状況を届出（報告）する必要があります。

- ☐ PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書
(保管のみの場合/保管・使用の両方ありの場合)
- ☐ 使用中のPCB製品の使用状況報告書
(使用のみの場合)

随時の届出

提出部数 2 部（控えが不要の場合 1 部）

○ 新たにPCB含有機器の使用を把握した場合又は使用を終え保管した場合

- ☐ PCB廃棄物の保管届出書
- ☐ 使用中のPCB製品の使用届出書

○ 保管場所を変更する場合

- ☐ PCB廃棄物保管場所変更運搬計画書
(変更の10日前頃までに)

- ☐ PCB廃棄物の保管事業場の変更届出書
(変更のあった日から10日以内)

○ PCB廃棄物を処分又はPCB使用製品を廃棄した場合

- ☐ PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書

○ 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置・変更する場合

- ☐ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置・変更届出書

○ 他の届出（承継・紛失・事故等）

- ☐ 承継届出書
- ☐ 紛失時の届出・事故時の届出
- ☐ (使用中) 譲受け又は譲渡しの届出

※PCB廃棄物の譲渡は禁止

【提出方法】 郵送又は窓口提出

※郵送で控えが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

P C B 廃棄物の処理

高濃度 P C B 廃棄物

高濃度の P C B 廃棄物は、処分期間内に必ず処分しなければなりません。
使用中の変圧器、コンデンサー及び安定器等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります。

高濃度 P C B 廃棄物の処理

高濃度 P C B 廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）で処理をしています。処理委託を行う場合は、あらかじめ J E S C O に登録を行う必要があります。（使用中でも登録は可能です。）

J E S C O 東京事業所

TEL : 03-5765-1927

処分対象

- ・変圧器
- ・コンデンサー（重量 3 kg 以上）
- ・廃 P C B 油

処分期間：平成34年3月31日まで

J E S C O 北海道事業所

TEL : 03-5765-1197

処分対象

- ・照明用安定器
- ・小型電気機器（重量 3 kg 未満）
- ・P C B 汚染物

処分期間：平成35年3月31日まで

中小企業者等の負担軽減措置

国と東京都で造成した基金から中小企業等を対象に処分費用の助成をしています。
助成についてのお問合せは、J E S C O 各事業所にお問い合わせください。
なお、東京都では、J E S C O 東京事業所への収集運搬費についても平成29年の夏頃から助成を実施する予定です。

低濃度 P C B 廃棄物

低濃度 P C B 廃棄物の処理

低濃度 P C B 廃棄物は、環境大臣が認定した無害化処理認定施設や P C B 廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可施設で処理が行われています。

詳しくは環境省ホームページを参照してください。 <http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

対象の廃棄物

- ・微量 P C B 廃電気機器、低濃度 P C B 汚染物

処分期間：平成39年3月31日

中小企業者等の負担軽減措置

東京都は、中小企業者等を対象に都内に保管されている微量 P C B 廃棄物の分析・処理費用の助成をしています。

助成金申請窓口：公益財団法人 東京都環境公社 TEL : 03-3649-8541

各種お問合せ先一覧



照明用安定器のPCB含有の有無について

一般社団法人 日本照明工業会

TEL : 03-6803-0501



電気工作物に使用されていたPCBの確認等

一般社団法人 日本電機工業会 重電部

TEL : 03-3556-5885



PCB検査機関の紹介窓口

一般社団法人 日本環境測定分析協会

TEL : 03-3878-2811



特別管理産業廃棄物管理責任者講習会申込み等

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

TEL : 03-5283-5455



微量PCB分析・処理費用助成金申請窓口

公益財団法人 東京都環境公社

TEL : 03-3649-8541



使用中のPCB含有電気工作物に係る報告

経済産業省

関東東北産業保安監督部電力安全課安全推進係

TEL : 048-600-0387



PCB廃棄物の処理に係る運転資金貸付制度について

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル

TEL : 0120-154-505

届出の提出・適正管理に関する問合せ先



東京都 環境局

資源循環推進部 産業廃棄物対策課 PCB 処理対策担当

〒163-8001

新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二庁舎 22 階北側

TEL : 03-5388-3573 FAX : 03-5388-1381